

## 地方独立行政法人大阪市博物館機構事務決裁規程

平成 31 年 4 月 1 日  
大阪市博物館機構規程第 32 号

### (目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人大阪市博物館機構における事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに責任の明確化を図るため、事務の決裁に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 理事長の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 専決 常時、理事長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 理事長又は専決する者が不在のときに、これらの者に代わって決裁することをいう。
- (4) 決定関与 事案の決裁に至るまでに必要な立案、審議、審査又は協議を行うことをいう。
- (5) 事務局長等 事務局、大阪市立美術館、大阪市立自然史博物館、大阪市立東洋陶磁美術館、大阪市立科学館、大阪歴史博物館、大阪中之島美術館準備室の長をいう。

### (副理事長の専決事項)

第 3 条 副理事長が専決することのできる事項は、次のとおりとする。

- (1) 事務の執行で重要なものに関する事。
- (2) 重要な儀式及び表彰に関する事。
- (3) 軽易な規程の制定及び改廃に関する事。
- (4) 重要な要綱、要領等の制定及び改廃に関する事。
- (5) 重要な通達、通知、照会その他往復文に関する事。
- (6) 事務局長等の出張、休暇その他服務に関する事。ただし、第 4 条第 1 項第 6 号に規定するものを除く。
- (7) 事務局長等の兼業に関する事。
- (8) 前各号に準ずる事項に関する事。

### (事務局長等専決事項)

第 4 条 事務局長等が専決することのできる事項は、次のとおりとする。

- (1) 事務の執行で軽易なものに関する事。
- (2) 一般的な儀式及び表彰に関する事。
- (3) 要綱、要領等の制定及び改廃に関する事。

- (4) 所管施設の利用に関すること
- (5) 軽易又は定例的な通達、通知、照会その他往復文に関すること。
- (6) 事務局長等の宿日直・休日勤務・休日の振替命令等、時間外勤務に係る命令等、市内出張命令（宿泊を伴わない本市近接地内の出張を含む）、休暇（年次有給休暇、特別休暇（夏季特別休暇、生理休暇）・出退勤届及び遅参（電車遅延）の受付等、部分休業の日々の取り消しの承認、研修の実施・参加命令に関すること。
- (7) 事務局次長、副館長、課長級の出張、休暇その他服務に関すること。ただし、第5条第2項に規定するものを除く。
- (8) 事務局次長、副館長、課長級以下の兼業に関すること。ただし、第5条第2項に規定するものを除く。
- (9) 前各号に準ずる事項に関すること。

（副館長の専決事項）

第5条 館長が非常勤の場合に限り、館長専決事項を副館長専決事項とすることができる。

- 2 前項に規定する事項は別途細目を定める。

（課長の専決事項）

第6条 課長が専決することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 事務の執行で軽易または定例的なものに関すること。
- (2) 所管業務にかかる後援名義に関すること。
- (3) 所管施設の利用に関する一般的なことに関すること。
- (4) 所管施設に係る経費の支払いに関すること。ただし、経理担当課長に限る。
- (5) 収入金の徴収にかかる減免の決定に関すること。
- (6) 文書の管理に関すること。
- (7) 軽易かつ定例的な通達、通知、照会その他の往復文に関すること。
- (8) 課長代理の時間外勤務、出張、休暇その他含服務に関すること。
- (9) 係長以下の出張、休暇その他服務に関すること。ただし、第7条に規定するものを除く。
- (10) 前各号に準ずる事項に関すること。

（課長代理の専決事項）

第7条 課長代理が専決することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 係長以下の出張（市内出張及び宿泊を伴わない本市近接地内の出張。）、時間外勤務、休暇（年次有給休暇、特別休暇（夏季特別休暇、生理休暇、兼業））に関すること。
- (2) 前各号に準ずる事項に関すること。

（専決事項の特例）

第8条 第3条から前条までの規定にかかわらず、専決事項について別に定めのある場合は、そ

の定めるところによる。

(専決の制限)

第9条 第3条から前条までの規定にかかわらず、特命のあった事項又は特に重要若しくは異例と認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(実施細目)

第10条 第3条から第7条までに規定する事項の細目を定めるものとする。

(代決に関する事項)

第11条 理事長が決裁すべき事項について、理事長が不在のときは副理事長が、理事長、副理事長ともに不在のときは、事務局長等がその事項を代決することができる。

2 事務局長等の専決できる事項について、事務局長等が不在のときは総務課長又は学芸課長が代決することができる。

(決定関与者の指定)

第12条 適切かつ迅速な決裁を行うため、事案ごとに決定関与を行う者を指定できるものとする。

(後関)

第13条 代決した事項については、不在者出勤の際速やかに閲覧に供するものとする。

(報告義務)

第14条 専決した者は、必要があると認めるとき、又は上司から報告を求められたときは、その専決した事項を上司に報告しなければならない。

(合議)

第15条 決裁を受けるべき事項で、特に合議を必要とするものについては、関係の事務局長、館長及び室長等に合議するものとする。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、事務の決裁に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月11日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は令和元年10月1日から施行する。
- 2 第3条第6号及び第4条第6号の規定並びに第5条に基づくこれらの専決については令和元年9月11日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は令和元年11月20日から施行する。
- 2 第6条第4号の規定並びに第5条に基づく専決については令和元年12月1日から適用する。